

令和6年度 小学部 学校徴収金

令和6年度における学校徴収金の各費目毎の徴収金額は以下の予定です。

学部	学年	口座振替日	4月22日	7月22日	10月21日	1月20日	計
		費目	1 期	2 期	3 期	4 期	
小学部	1	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,600	0	0	3,600
		学部費	11,000	5,000	5,000	0	21,000
		計	11,000	8,600	5,000	0	24,600
	2	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,600	0	0	3,600
		学部費	7,350	0	0	0	7,350
		計	7,350	3,600	0	0	10,950
	3	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,600	0	0	3,600
		学部費	9,000	6,000	0	0	15,000
		計	9,000	9,600	0	0	18,600
	4	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,600	0	0	3,600
		学部費	11,000	12,000	5,000	0	28,000
		計	11,000	15,600	5,000	0	31,600
	5	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,600	0	0	3,600
		学部費	11,550	8,400	0	0	19,950
		修学旅行	0	0	15,000	0	15,000
		計	11,550	12,000	15,000	0	38,550
	6	給食費	0	0	0	0	0
		PTA	0	3,600	0	0	3,600
		学部費	8,000	6,000	5,000	0	19,000
		修学旅行	8,000	7,000	0	0	15,000
		卒業アルバム・卒業制作	4,000	4,000	0	0	8,000
		計	20,000	20,600	5,000	0	45,600

- 1 原則的に、令和5年度学校徴収金額を維持します。
- 2 給食費につきましては、令和6年度は無償となります。
個人により違いがありますので、上記金額は標準的な金額になっています。
- 3 学部費は、授業や行事で使用する教材費等です。
なお、4年生には宿泊学習費と修学旅行積立金が含まれ、5年生には、宿泊学習費が含まれます。
- 4 徴収方法は表の「口座振替日」に、お届けの銀行口座より引き落とします。
- 5 この他、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しております学校管理下で児童が怪我などを負った場合に治療費等の給付を行う災害共済給付制度の共済掛金(保護者負担分)が合わせて徴収されます。今年度は550円です。
- 6 これらの徴収金は年度末に決算を行い、残金を翌年度に繰り越します。
ただし、卒業、転校等の方には、年度末で精算を行い返金します。